

広島県告示第六百八十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

令和六年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二二四号	庄原市東城町川西四一三番地五地先から 庄原市東城町東城一〇九番地五地先まで
県道大竹停車場線	大竹市新町一丁目二一九〇番六地先から 大竹市油見三丁目一二二四番地先まで
県道栗谷大野線	廿日市市大野字滝之下四三九八番地三地先から 廿日市市大野中央一丁目一〇五番地先まで

二 指定する期日

令和六年七月一日